

## 独立行政法人農林漁業信用基金支出点検プロジェクトチーム設置規程

平成21年2月27日独信基603平成20年度第10131号制定  
変更 平成22年7月22日独信基603平成22年度第102号  
変更 平成23年9月30日独信基602平成23年度第75号  
変更 平成24年6月26日独信基602平成24年度第65号  
変更 平成27年3月30日独信基603平成26年度第241号

### (趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金における支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進するため、独立行政法人農林漁業信用基金に「独立行政法人農林漁業信用基金支出点検プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

### (役割)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる取組を行う。

- (1) 支出の無駄を削減するための取組
- (2) 予算の執行状況をより一層予算実施計画に反映させるための取り組み
- (3) 役職員の意識改革を促進するための取組
- (4) その他支出の無駄の削減に資するための取組

2 プロジェクトチームは、毎年度、取組の目標を設定するものとする。

3 プロジェクトチームは、その取り組み状況をホームページにより公表するものとする。

### (内部統制委員会への報告)

第3条 プロジェクトチームは、内部統制委員会に対し、次の事項を報告するものとする。

- (1) 前年度の取組目標に係る取組状況に関する事項
- (2) 当年度の取組目標に関する事項

### (組織)

第4条 プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

チーム長 総務担当理事

副チーム長 総括調整役(総務等)

チーム員 総括調整役(林業)、参事(共済)、参事(漁業)、企画調整室長、総務部長、シニア情報分析職(総務部担当)、総務課長、人事課長、経理総括課長、経理業務課長

2 プロジェクトチームは、必要があると認めるときは、外部有識者の意見を聞くことができる。

### (会議)

第5条 プロジェクトチームは、必要の都度、チーム長が招集する。

(庶務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、経理総括課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年2月27日から施行する。

附則

この規程の変更は、平成22年7月20日から施行する。

附則

この規程の変更は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この規程の変更は、平成24年6月26日から施行する。

附則

この規程の変更は、平成27年4月1日から施行する。